**留守家庭児童会保護者負担金免除申請について**

下記経済的な理由により負担金の納付が困難な場合、申請書等を提出し認定されると保護者負担金の免除を受けることができます。

【経済的な理由等】

Ａ：生活保護を受けている世帯

Ｂ：就学援助費の支給を受けている世帯

Ｃ：その他の理由で納付が困難な世帯

**申請により免除**

※**就学援助費**とは、経済的な理由により就学が難しい児童生徒の保護者に対して支給される費用のことです。**申請先は学校です。**

**【申請に必要なもの】**

Ａ：被保護証明書の原本または保護決定通知のコピー

保護者負担金免除申請書＋　Ｂ：就学援助費認定通知書のコピー　　　　　　　　　＋印鑑

Ｃ：納付が困難なことを証明するもの

**【注意事項】**

1. 免除は、申請した月からが対象となります。ただし、納期限（月末）１５日前以降の申請については、翌月からとなります。**４月から免除を希望する場合は、４月上旬までに申請書を提出してください。**（申請書が必要な場合は、役場３階生涯学習課までお越しください。）
2. 負担金の**免除申請は毎年必要**です。申請書等の提出が無い場合、免除にはなりません。
3. 就学援助費認定（上記B）を理由に免除申請を行う場合は、学校による就学援助費の審査結果が確定した頃に、裏面文書により免除申請書等の提出についてご案内いたします。

対象となられる方は、裏面文書により指定した期日までに提出してください。

※上記案内後に入会された場合は、入会決定時にその都度周知します。

1. 免除の申請をした月より、生活保護の開始月または、就学援助費認定の開始月が後になっている場合は、その開始月からの免除となります。

【例】４月１日に免除申請　→　就学援助費認定開始月が６月→　免除は６月分から

1. 免除決定までは、負担金の納付が必要です。（※免除決定後、免除対象分を返金します。）
2. 申請書等は、役場３階生涯学習課・横浜ふれあいセンター・小屋浦ふれあいセンターまたは各児童会へ提出してください。**申請書等は必ず封筒に入れ、封をして提出してください**。

（裏面へ）

（　見　本　）

令和５年度留守家庭児童会保護者負担金免除申請について

坂町では、所定の条件を満たす世帯を対象に、留守家庭児童会の利用にかかる保

護者負担金を免除する制度があります。

負担金免除を希望される保護者の方は、下記の内容にご留意いただき、同封してい

る申請書にご記入・押印のうえ、必要書類を添付して提出してください。

記

１．対象世帯

① 生活保護を受けている世帯

② 就学援助費の支給または認定を受けている世帯

③ その他の理由（災害等）により保護者負担金の納付が困難な世帯

２．申請に必要なもの

・保護者負担金免除申請書

・必要添付書類**（申請書に記載の内容に同意いただける場合、提出は不要です。）**

〈対象世帯①に該当する場合〉

→ 被保護証明書の原本または保護決定通知のコピー

〈対象世帯②に該当する場合〉

→ 就学援助の支給就学援助認定通知書のコピー

〈対象世帯③に該当する場合〉

→ 納付が困難なことを証明するもの（罹災証明等）

３．提出期限

**令和５年○月×日（△）まで**に役場３階生涯学習課・横浜ふれあいセンター・小

屋浦ふれあいセンターまたは各児童会へ提出してください。

なお、**申請書等は必ず封筒に入れ、封をして提出してください**。

※提出期限を過ぎても申請は随時受け付けておりますが、原則として、申請書を

町教委が受理した月からの免除となります。ただし、１５日以降に申請があった場

合は翌月からの免除となりますのでご注意ください。

※**提出期限までに免除申請書の提出があった場合のみ、４月分からの免除となり**

**ます。**

【お問い合わせ先】

坂町教育委員会事務局生涯学習課（担当：　　　）

電話：082-820-1525　FAX：082-820-1523